

オーストラリアの外資規制の改正

クレイトン・ユッツ法律事務所

加納寛之 (パートナー)

山浦茂樹 (シニアアソシエイト)

CLAYTON UTZ

主催：日本貿易振興機構 (JETRO)

2020年9月17日

本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

今回の法改正の背景

連邦政府の基本方針

基本的に海外からの投資を歓迎

- 2017-19: オーストラリア対内直接投資はGDPの**3.3%** *
 - vs • OECD ではGDPの1.7%
 - G20ではGDPの1.5%

- 一定の要件に該当する投資に関しては外資審議委員会（**FIRB**）に対して届出を行い、承認を受ける必要
- 海外からの投資が**国益に反する**場合には投資の**拒絶**や**反対取引**を**強制**できる

* オーストラリア政府財務省 2020年6月「Foreign investment reforms」

今回の法改正の背景

外資投資を管理する法令

外資投資関連法の法源

Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth) (外資買収法)

- 外資による投資を管理する基本法
- 承認申請が必要となる投資の要件や、外資投資に関する財務大臣その他の政府機関の権限などを規定

Foreign Acquisitions and Takeovers Regulation 2015 (Cth) (外資買収法規則)

- 外資買収法の細則を規定する規則
- 外資買収法の適用に関する除外事項や特別ルール、特定の用語の定義や基準値などを規定

その他

- FIRBに対する申請費用を定める法律や、外国人による農業用地や水利権に関する所有の登録について定める法律など

近時の主な法改正

- 2015年12月1日 外資買収法の抜本改正が施行され、現在の規制の枠組が形成される
- 2020年3月29日 コロナ危機に伴う経済対策の一環として、あらゆる外資買収案件について適用される金額基準をゼロとする一時的な措置が施行される

今回の法改正の背景

近年の各国の動向

過去3年に行われた主要国・地域の外資規制の改正の例*



2018年11月、Foreign Investment Risk Review Modernization Act 2018 が施行され、期間技術、インフラ、データに関連する投資に対する政府の審査権限が強化された。



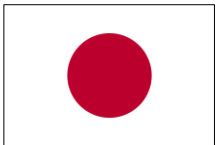
2019年3月、政府が国家安全に基づいて既存または新規の外資投資の審査を行える外資法を可決した。



2018年7月、国家安全に関する政府の権限強化が盛り込まれた白書を発表。量子コンピューターを含むハイテク産業への投資に対する政府の審査を要する基準値を下げた。



2019年4月、欧州委員会は、EU加盟国間における情報共有や外資審査の協力を改善するための外資審査の新体系を導入した。フランスやドイツを含むEU加盟国の数か国は外資規制を強化した。



2019年8月、政府による外資投資の事前承認を必要とする産業を拡大。2019年11月、事前承認を必要とする特定の企業の外資による取得割合を最小1%とする法改正が行われた。



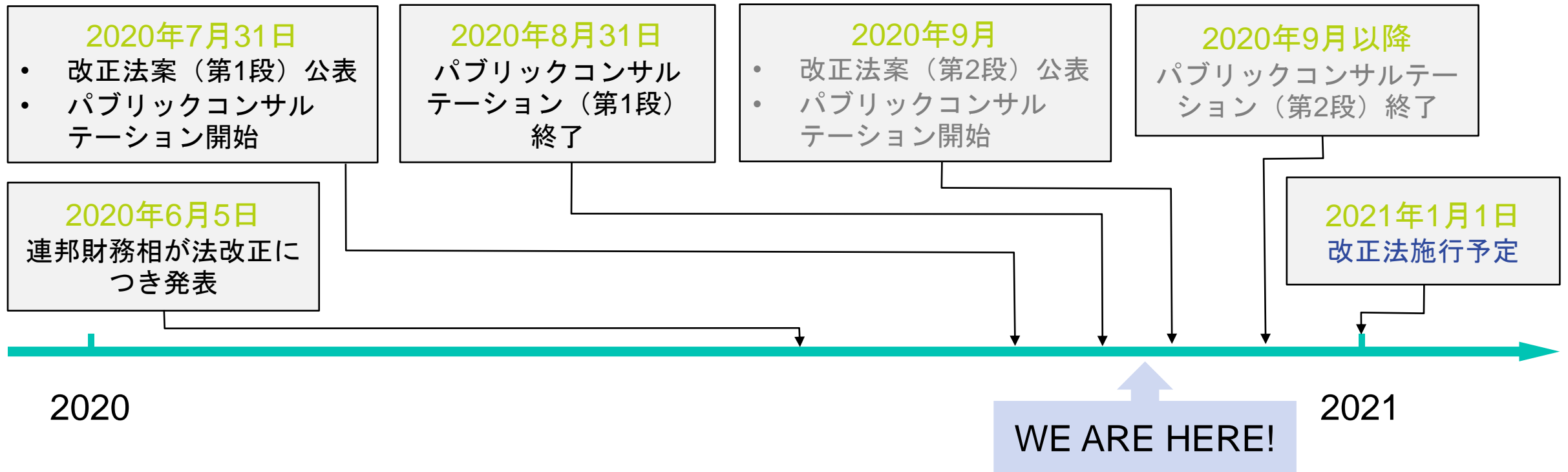
2019年11月、Overseas Investment Act 2005 が改正され、政府の執行権限の強化、「国益基準 (national interest test)」の導入、「中核利益 (core interest)」を保護する権限が導入された。

* オーストラリア政府財務省 2020年6月「Foreign investment reforms」

今回の法改正の背景

今回の外資買収法の改正

! 第1段の改正法案のパブリックコメント期間が終了し、第2段の改正法案は9月中に開示予定。
今後法案が改正される可能性は十分にある。



本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

新しい国家安全基準の導入

既存の国益（national interest）基準

外資投資の許否に関する現在の審査基準は、外資投資が国益（national interest）に反するかどうかを基準となっている。国益に反する投資のみ禁止される。

国益を判断するための考慮事項（全産業に共通）

国家安全

オーストラリアの国家の安全を脅かす懸念があるかどうか

関連市場の競争

投資（M&A）が関連市場の競争に与える影響

他の国策

投資が税収や環境などに与える影響

経済とコミュニティ

投資がマクロ経済や雇用、地域社会などに与える影響

投資家の性質

投資家が純粋に経済的な目的で投資をするかどうか、投資家が（自国で）法律や監督の対象となっているかどうか

追加的な考慮事項

農業分野への投資

- 水資源など農業資源の質や安定的供給への影響
- 土地の用途やアクセス
- 農業生産性や食糧自給・輸出能力への影響
- 生態系への影響
- 主要都市圏外の地域における雇用とコミュニティへの影響

政府系投資家による投資

- 投資が純粋な経済的利益の追求を目的とするのか、政治的・戦略的な目的があるのか
- 外国政府が投資家をコントロールできるかどうか

新しい国家安全基準の導入

国家安全基準（national security test）の導入

⚠ 現在の**国益**に基づく海外投資の審査基準が**撤廃される訳ではない**。

現在、**国家安全基準**のガイドラインはない

外資買収法規則は国家安全を以下のように定義している

オーストラリアの防衛、安全、外国政府や国際機関との政治的・軍事的・経済的関係または法執行権

海外投資に適用される審査基準（概略）

	国家安全の懸念あり	国家安全の懸念なし
既存制度上の金銭的基準値を超える投資	国益基準	国益基準
既存制度上の金銭的基準値を超えない投資	国家安全基準	（審査対象外）

新しい国家安全基準の導入

国家安全通知義務行為（notifiable national security action）

海外投資家（政府系、非政府系とも）が国家安全通知義務行為（notifiable national security action）と定義される行為を行うには事業の価値に関わらず FIRBの承認取得が義務付けられる。

国家安全通知義務行為とは

- 国家安全関連事業（national security business、後述）に関する直接的権利の取得
- 以下が該当するオーストラリアの土地の権利の取得
 - オーストラリア国軍や防衛省が所有または使用する土地・建物
 - オーストラリアの諜報機関が権利を有する土地
 - その他、連邦財務大臣が定める土地
- 国家安全関連事業の新規開始

直接的権利とは

事業や会社・信託に関連する直接的な権利とは以下の割合以上の権利を指す

- 対象会社や事業の全体的な経営に
関与・影響を与えることができるようになる場合 **0%**
- 対象事業・会社・信託との間で
ビジネス上の取り決めがある場合 **5%**
- 上記がいずれも該当しない場合 **10%**

新しい国家安全基準の導入

国家安全関連事業（national security business）

国家安全関連事業とは

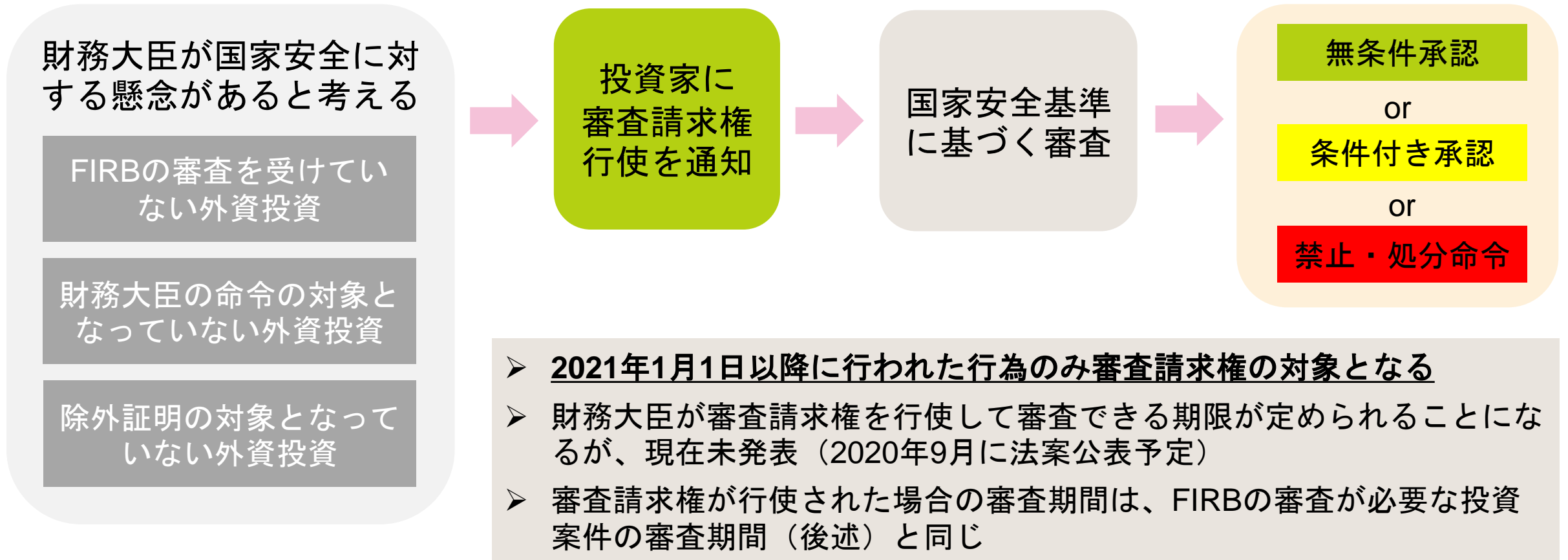
全部または一部がオーストラリアで行われる事業（営利・非営利を問わない）で、かつ以下のいずれかが該当する事業

- 電力、ガス、上下水道、港湾、その他重要施設を運営する（又は運営が認められる）または所有する事業
- 通信キャリアまたはサービスプロバイダー
- オーストラリアの国家安全に関連し、国防または諜報機関によって軍事目的で使われるモノや重要技術の開発、製造または供給を行う事業
- オーストラリアの国家安全に関連し、国防または諜報機関に重要なサービスを提供する事業
- 安全保障に関する機密情報を保管またはアクセスできる事業
- 国防または諜報機関の職員の個人情報、または開示されると国家安全に悪影響が出る情報の保管、管理または回収を行う事業

新しい国家安全基準の導入

審査請求権（Call-in power）

これまでFIRBの審査の対象となっていない海外投資を審査する権限



新しい国家安全基準の導入

海外投資家が審査請求権行使に関する確実性を確保するための措置

政府が審査請求権を行使するかどうかについて、投資家に確実性を与えるための方策

任意の審査申請

- 投資家の行為について、国家安全に基づく審査を義務付けられない場合においても、任意で通知をする仕組み
- 通知後、財務大臣/FIRBは法定審査期間内に承認の可否を決定しなければならない

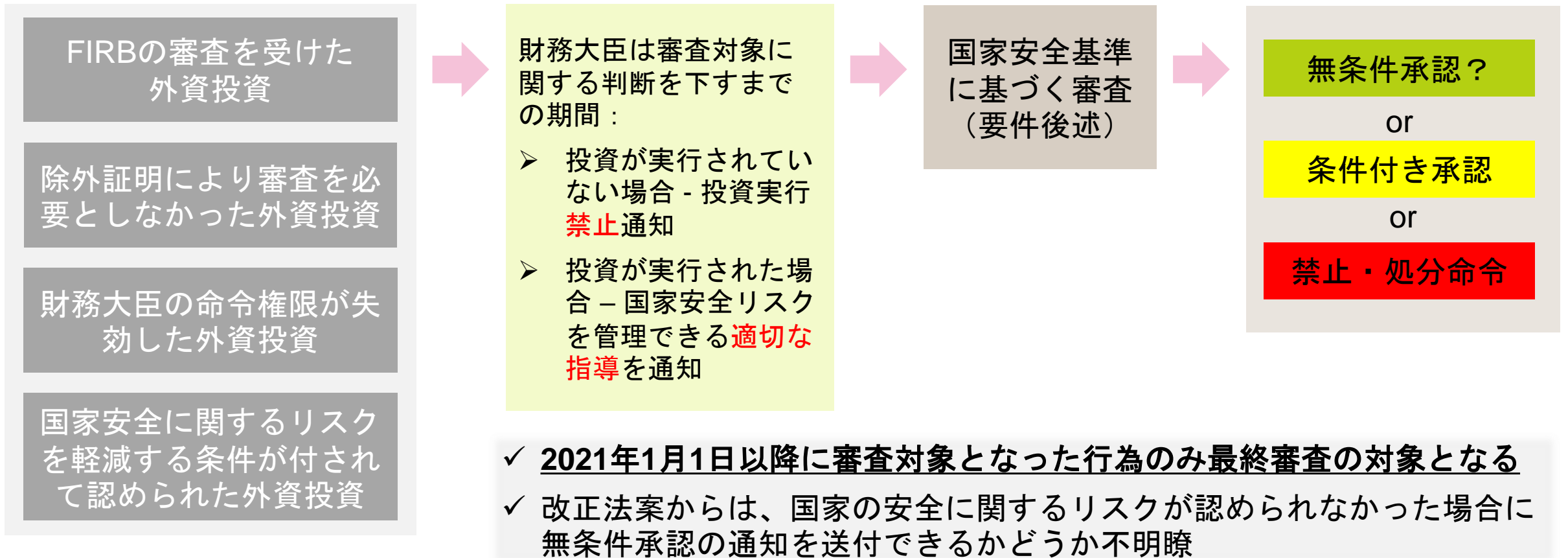
除外証明 (Exemption Certificate)

- 出願した投資家に対し、一定の期間内に、一定の条件を満たした投資であれば、個別の審査・許可を得ずに、投資を複数回行うことを許可する証明
- 出願者/投資家は、国家安全に関するリスクがないかどうかについて審査され、審査を通過しなければ除外証明を取得することはできない
- この除外証明に関する規定については第2段の改正法案にて公表予定

新しい国家安全基準の導入

承認済み投資の最終審査権 (Last resort review power)

既にFIRBの審査の対象となった投資を再審査する権限



新しい国家安全基準の導入

承認済み投資の最終審査権（Last resort review power） - 濫用阻止措置

承認済み投資の最終審査権の濫用を防ぐための措置

最終審査権の行使が可能となる状況

1. 承認申請の際、虚偽の情報が提供されたり、重要な情報が提供されなかった場合
2. 投資家の組織、事業、活動内容が（投資承認時点から）大きく変わった場合
3. 投資以降、環境や市場が大きく変わった場合

最終審査の判断要素

1. 財務大臣は、対象投資に関して国家安全リスクの有無を判断しなければならない
2. 判断の際には、諜報機関の意見を考慮しなければならない

命令を発するための条件

1. 国家安全に対するリスクを回避または減少させるよう、投資家と誠実に交渉するための手段がとられたこと
2. 外資買収法に基づく権限を行使することが、国家安全に対するリスクを回避または減少させるために必要であること
3. 国家安全に対するリスクを回避・減少させるために、他に法的手段がないこと

行政審判所に対する不服申立

- 国家安全に対するリスクがあるとの決定が出た場合、行政審判所（Administrative Appeal Tribunal）に不服申立てを行うことができる

本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和

外国政府投資家（foreign government investor - **FGI**）

外国政府投資家（**FGI**）の定義

- 外国政府機関（中央・地方政府を問わない。エージェントを含む）
- 外国政府機関/FGIが以下の**いずれか**の持分を保有する会社、信託またはリミテッド・パートナーシップ
 - 一国の外国政府機関/FGI: 20%以上
 - 複数国の外国政府機関/FGIの保有持分の合計: 40%以上

例: 3か国のFGIがそれぞれ15%ずつ保有するファンドはFGIとされる。（FGIが合計45%のファンドの持分を保有しているため）

FIRBの承認が必要なFGIによる投資

- 会社/信託または事業の**直接的権利**（先述 – 基本**10%**）の取得
- 土地の権利の取得
- 新規事業の設立
- 鉱区（探査のための鉱区も含む）に関する権利/権益の取得



取得対象資産の価値（金額）による
基準値は適用されない

政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和

今回の法改正の背景

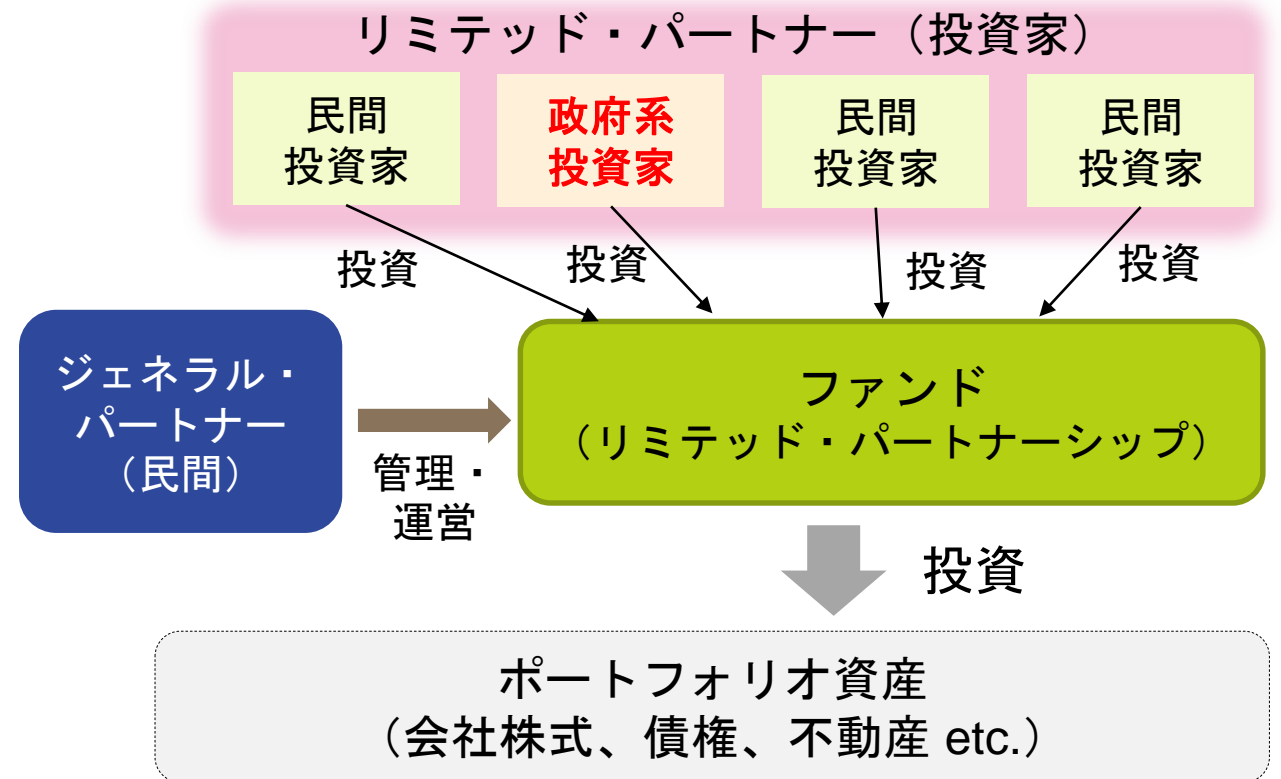
現状:

資産運用ファンドの多くは民間ファンドマネージャーが投資や資産ポートフォリオの管理・運営を行い、投資家はファンドによる投資や資産管理・運営に口を出せない

But

民間が運営するファンドであっても、ファンドにおけるFGIの持分比率が高ければ、**ファンド自体がFGIとみなされ**、より厳格なFIRB承認要件が適用される

資産運用ファンド（リミテッド・パートナーシップ）のストラクチャー例



政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和

法改正後のファンドの扱い

 具体的な変更法案はまだ公表されていないが、以下のような変更が予定されている。

FGIによるファンド管理・意思決定権・持分

FGIがファンドの

- 管理を行っていない
- 投資や運営判断に関する決定権や影響力がない

+

- 複数国のFGIsの持分の合計が40%以上
- 20%以上の持分を持つFGIがない

+

- 20%以上の持分を持つFGIがいる

法的意味

- ファンドはFGIとはみなされない
- 非政府外国投資家と同様の承認要件が適用される

- ファンドはFGIとみなされる
- しかし一定条件下で除外証明を取得できる

本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

法の執行権限の強化

モニタリング・調査権限と指導権限

	現状の問題	新たな権限・ルール
法令順守のモニタリング・違反の調査	<ul style="list-style-type: none">法令順守のモニタリングや違反の調査に必要な情報収集は「デスクトップ」の調査に限定される現場での調査を行うことができない	<ul style="list-style-type: none">外資買収法の順守や同法に基づき提供された情報の正確性について判断するためのモニタリング権限外資買収法の違反の調査に必要な情報を収集するための調査権限占有者の同意、または裁判所の令状に基づいて立入調査を行えるようになる立ち入った場所での書類や情報の検索、取得、複写・転写、占有者の行動の観察や占有者への質問、証拠の確保などができるようになる
法令違反是正の指導権限	<ul style="list-style-type: none">FIRBIには法令違反是正のための指導権限がなく、違反を是正するための迅速かつ効果的な行動をとることが制限されている「法令違反には罰則」という対応しかできない	<ul style="list-style-type: none">法令違反が疑われる根拠がある場合、違反者に対し違反の是正や違反による影響を抑える手段を採ることなどを指導できるようになる指導に違反をした場合、民事制裁の対象となる特に付帯条件の違反に有効

法の執行権限の強化

虚偽の情報提供などへの対応、取引に関する通知の義務化

	現状の問題	新たな権限・ルール
虚偽の情報提供などへの対処	<ul style="list-style-type: none">FIRB承認後、申請時における虚偽の情報提出や重要情報の隠蔽が発覚した場合も刑事罰による対処しかできない	<ul style="list-style-type: none">このような行為に対し、民事制裁金を科したり、承認を取り消し、禁止命令や処分命令を発することができるようになる
取引履行などの通知の義務化	<ul style="list-style-type: none">取引承認後、対象取引の履行や、取引が行われなかった場合の通知が義務化されていない（付帯条件として付されることはある）	<ul style="list-style-type: none">取引承認後、承認対象取引が履行された際、30日以内にFIRBに通知することが義務付けられる承認対象取引によって取得した資産を処分したり対象会社の支配権を失った場合にも30日以内にFIRBに通知することが義務付けられる

法の執行権限の強化

罰則の強化

最大刑事罰（全ての投資案件）

	現状	法改正後
自然人	A\$166,500 (750 p.u.) の罰金 and/or 禁固3年	A\$3.33 m (15,000 p.u.) の罰金 and/or 禁固10年
法人	A\$832,500 (3,750 p.u.) の罰金	[A\$33.3 m (150,000 p.u.) の罰金]

最大民事制裁金（居住用不動産以外の投資案件）

	現状	法改正後
自然人	A\$55,500 (250 p.u.)	A\$1.11 m - A\$555 m (5,000 p.u. と投資価値の75%の高いほう（上限2.5m p.u.）)
法人	A\$277,500 (1,250 p.u.)	A\$11.1 m - A\$555 m (50,000 p.u. と投資価値の75%の高いほう（上限2.5m p.u.）)

最大民事制裁金（居住用不動産を承認なく取得した場合）

現状	法改正後
取得価格の10%か市場価値の10%の高いほう	キャピタルゲイン、取得価格の25%、市場価値の25%の最も高いほう

p.u. – penalty unit の略。現在、連邦法上の 1 p.u. = A\$222

法の執行権限の強化

違反通知 (infringement notice)

違反通知とは:

- 別の法律 (Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014) に基づく仕組み
- 特定の法令違反があったことが疑われる違反者に対して送付される通知
- 法定の記載内容 (通知受領者、通知の対象となる違反、制裁金額、訴訟・訴追が行われた場合の最大ペナルティ、通知受領者の権利と法的結果など)
- 違反者は、通知に記載される制裁金を支払うことにより、通知の対象となっている法令違反に対する刑事告訴または民事制裁の訴訟を回避することができる
- 制裁金を支払わなければ刑事告訴または民事制裁の訴訟の対象となる

今回の法改正による変更

	現状	法改正後																					
通知対象となる違反	居住用不動産に関連する違反のみ	外資買収法上のあらゆる違反																					
通知記載の制裁金	以下の2段階 (違反の性質による)	以下の3段階 (違反の性質による)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自然人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Tier 1</td> <td>12 p.u. / A\$2,664</td> <td>60 p.u. / A\$13,320</td> </tr> <tr> <td>Tier 2</td> <td>60 p.u. / A\$13,320</td> <td>300 p.u. / A\$66,600</td> </tr> </tbody> </table>		自然人	法人	Tier 1	12 p.u. / A\$2,664	60 p.u. / A\$13,320	Tier 2	60 p.u. / A\$13,320	300 p.u. / A\$66,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自然人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Tier 1</td> <td>12 p.u. / A\$2,664</td> <td>60 p.u. / A\$13,320</td> </tr> <tr> <td>Tier 2</td> <td>60 p.u. / A\$13,320</td> <td>300 p.u. / A\$66,600</td> </tr> <tr> <td>Tier 3</td> <td>300 p.u. / A\$66,600</td> <td>1,500 p.u. / A\$333,000</td> </tr> </tbody> </table>		自然人	法人	Tier 1	12 p.u. / A\$2,664	60 p.u. / A\$13,320	Tier 2	60 p.u. / A\$13,320	300 p.u. / A\$66,600	Tier 3	300 p.u. / A\$66,600	1,500 p.u. / A\$333,000
	自然人	法人																					
Tier 1	12 p.u. / A\$2,664	60 p.u. / A\$13,320																					
Tier 2	60 p.u. / A\$13,320	300 p.u. / A\$66,600																					
	自然人	法人																					
Tier 1	12 p.u. / A\$2,664	60 p.u. / A\$13,320																					
Tier 2	60 p.u. / A\$13,320	300 p.u. / A\$66,600																					
Tier 3	300 p.u. / A\$66,600	1,500 p.u. / A\$333,000																					

本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

審査枠組みの強化

新たにFIRBの承認が必要となる取引

現在の規定

法改正後

自己株式買取・ 減資による持分 増加

- 会社が特定の株主から自己株式の買取や減資を行い、結果として海外株主の保有比率が増加しても、海外株主が株式を「取得」したことはされず、FIRBの承認を必要としない

- 会社が特定の株主から自己株式の買取や減資を行い、結果として海外株主による保有比率が上昇した場合、この海外株主が会社の株式を取得したものとみなされる
- 会社の資産規模が基準値を超えるなど、他の承認必要要件を満たした場合、海外株主はFIRBの承認が必要となる
- 会社による自己株式の買取自体は株式の「取得」とはされない

海外親会社によ る追加取得

- オーストラリアの孫会社の海外親会社が追加で孫会社の株主である海外子会社の株式の取得または引受を行っても、規模に関わらずFIRBの承認を必要としない

- オーストラリアの孫会社の海外親会社が追加で孫会社の株主である海外子会社の株式の取得または引受を行う場合、対象会社の価値が基準値を上回ればFIRBの承認を必要とする

審査枠組みの強化

間接保有のルールおよび家族による資金提供のルールの変更

	現在の状況	法改正後
リミテッド・パートナーシップの間接保有	<ul style="list-style-type: none">究極的なオーナーが、支配する会社または信託を通じて会社または信託（「孫会社・信託」）の株式や持分を保有する場合、究極的オーナーが孫会社・信託の持分を直接保有したものとみなされるこのルールは会社と信託の株式・持分の保有にのみ適用される	<ul style="list-style-type: none">左記の間接保有のルールがリミテッド・パートナーシップの持分の場合にも適用されるようになる
外国人による土地購入の資金提供	<ul style="list-style-type: none">外国人である親や配偶者がオーストラリア人の子や配偶者に対して土地を取得するための資金を提供した場合でも、資金提供は単なる贈与と推定されるこの推定のため、外国人の親や配偶者が自らの利益のためにオーストラリア人に土地を取得させたことが立証されない限り（推定が覆されない限り）、土地はオーストラリア人が取得したこととされ、FIRBの承認を要しない	<ul style="list-style-type: none">外国人である親や配偶者がオーストラリア人の子や配偶者に対して土地を取得するための資金を提供した場合、外国人の親や配偶者が土地に関する権利を取得したものと推定されるただし、外国人の親や配偶者が資金提供は純粋な贈与であることを立証した場合は、上記の推定は適用されない

本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

情報収集能力と政府間協力の強化

情報の取得・共有

外資所有オーストラリア 資産レジスター (Register of Foreign Ownership of Australian Assets)

- 既存の外資所有の農業用地と水利権のほか、外国人が所有する会社・事業、土地についての情報が登録されたレジスターが、法改正後4年以内に設立される
- 登録された情報は特定の政府機関が共有できるが、一般に公開はされない
- レジスターの登録官（Registrar）は、財務大臣が連邦議会に提出する、レジスターの登録情報を基にした匿名の統計報告を作成する
- 外資買収法に基づいて入手した情報を開示できる連邦政府機関・職員の拡大
- 国家安全が絡む事項に関し、一定の要件（開示が国益に反さず、政府間の合意に基づくことなど）を満たせば、外資買収法に基づいて入手した情報を海外の政府機関に開示できる

政府機関同士での 情報共有

本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

申請費用体系の改正

現在の申請費用体系

主要な取引に関連するFIRB申請費用（FY2020/21現在）

取引の種類	取得対価（A\$）		
	10m 以下	10m 超 1b 以下	1b 超
会社株式・信託持分・事業（に関連する権利）の取得	A\$2,100	A\$26,700	A\$107,100
商業用土地（に関連する権利）の取得	A\$2,100	A\$26,700	A\$107,100
	2m 以下	2m 超 10m 以下	10m 超
農業用土地（に関連する権利）の取得	A\$2,100	A\$26,700	A\$107,100
グループ内のリストラクチャリング	A\$10,600		
非政府系投資家による鉱業権の取得	A\$26,700		
FGIによる探査権・探鉱権・鉱業権の取得	A\$10,600		
FGIによる新規事業開始	A\$10,600		
居住用土地（に関連する権利）の取得	取得対価A\$1m以下の場合はA\$5,800。 以降対価がA\$1m増す毎に申請費用の増加		

申請費用体系の改正

新しい申請費用体系

連邦政府の現在までの立場

- *Foreign Acquisitions and Takeovers Fees Imposition Act 2015 (Cth)* が改正され、申請費用は同法ではなく、行政が施行できる法規則 (Regulation) が設定できることとなる
- 具体的な申請費用体系や金額・計算方法については未発表
- 「**よりフェアでシンプルな**」申請費用体系となるよう注力する旨言及



本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 新国家安全基準の導入
3. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
4. 法の執行権限の強化
5. 審査枠組みの強化
6. 情報収集能力と政府間協力の強化
7. 申請費用体系の改正
8. 審査期間延長の仕組みの改正

審査期間延長の仕組みの改正

現行の審査期間と期間延長の仕組み

法定審査期間 **30日**（原則、申請費用受領から開始）

申請者（投資家）による「任意の」期間延長申請

- 延長期間の上限なし
- 実務上、FIRBが「任意の」期間延長を求めてくるが、延長には申請者の同意が必要
- 一度の延長要請につき、2～4週間程度の延長
- 複数回延長が要請されることがある

延長方法

財務大臣による期間延長命令

- 最大90日（合計120日）の延長
- 任意の期間延長による方法の方が審査期間が短く見込まれるため、実務的にあまり用いられていない

実際の審査期間

- FY2018/19の審査期間の中間値は**約45日**
- COVID-19対応のための金額基準値引き下げの一時措置の際、FIRBは、審査期間が**最長6か月程度**に延長される可能性があることを言及

審査期間延長の仕組みの改正

法定審査期間延長権

財務大臣の命令や申請者の要請なしに法定審査期間を**最大90日（合計120日）**まで延長できるようになる

新規の権限を既存の審査期間延長の枠組みに**追加（既存の期間延長の枠組みは維持）**



- 財務大臣による延長権の行使後に期間延長命令を出すこともできる
- この場合、申請者による期間延長の申請なしで法定審査期間を**最大180日（合計210日）**

- 審査期間延長の際は申請者に理由を説明する義務

QUESTIONS?



Please use the Q&A function to ask a question.

www.claytonutz.com